



平成 30 年 3 月 28 日  
仙台管区気象台

## 秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル判定基準を公表しました

秋田駒ヶ岳における噴火警戒レベルの引上げや引下げを判断する基準を公表しました。

秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル判定基準は、秋田駒ヶ岳の過去の火山活動や他火山の噴火事例等に基づいて定めています。

平成 26 年 9 月の御嶽山噴火を踏まえ、平成 27 年 3 月にとりまとめられた火山噴火予知連絡会の提言において、火山の噴火警戒レベル判定基準を精査し、公表することとされました。これを受けて、気象庁では、噴火警戒レベルが導入されている全国の火山について、過去の火山活動を基に最新の科学的知見を反映する等の精査作業を進めているところです。

今般、秋田駒ヶ岳について精査作業が完了したことから、噴火警戒レベル判定基準を気象庁ホームページで公表しました。

気象庁では、引き続き、噴火警戒レベル判定基準の精査作業を進め、順次、公表してまいります。また、今後も火山活動の状況や新たな知見をもとに随時見直しを図ってまいります。

### 【参考】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ

[https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikai/level/ki\\_junn.html](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html)

秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル

[https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level\\_208.pdf](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level_208.pdf)

問合せ先：地震火山課 担当 火山防災官 水岸

電話 022-256-1965 FAX 022-297-3033